〇厚生労働省告示第二百三号

四月一日から適用する。 令和五年五月二十六日

に関する基本方針(平成十九年厚生労働省告示第七十号)の一部を次の表のように改正し、令和六年医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項の規定に基づき、医療提供体制の確保

厚生労働大臣 加藤 勝信

第

金曜日

利用者として、また、費用負担者として、

傍線部分は改正部分)

奺

後

改

iĔ

的に医療に参加していくことが望まし

く、そうした仕組みづくりが求められる。

さらに、医療は、周産期医療、小児医

せるのではなく、白らも積極的かつ主体

これに関心を持ち、医療提供者のみに任

的な事項を示すものである。 提供体制の確保」という。)を図るための基本 を実現することにより、良質かつ適切な医療 進し、地域において切れ目のない医療の提供 療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推 対する国民の安心、 を効率的に提供する体制の確保(以下「医療 この基本方針は、 信頼の確保に向けて、医 我が国の医療提供体制に

めるものとする。 都道府県における医療提供体制の確保を図る かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該 ための計画(以下 都道府県においては、この方針に即して、 「医療計画」という。)を定

する施策の基本となるべき事項 する施策の基本的考え方 医療提供体制の確保のため講じようと 医療提供体制の確保のため講じようと 医療は、我が国社会の重要かつ不可欠

する施策の基本的考え方

療の実現に向けて、患者や国民が、その 要である。安全で質が高く、効率的な医 患者本位の医療を実現していくことが重 る医療サービスを提供していく、という 理解し同意すること)の理念に基づき、 セント(医師・歯科医師等が医療を提供 医療を受ける主体である患者本人が求め に、診療の際には、インフォームドコン る。患者や国民に対して医療サービスの するに当たり適切な説明を行い、患者が 選択に必要な情報が提供されるととも 信頼関係を基本として成り立つものであ また、医療は、患者と医療提供者との

提供体制の確保」という。)を図るための基本 を実現することにより、良質かつ適切な医療 療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推 対する国民の安心、信頼の確保に向けて、 を効率的に提供する体制の確保(以下 進し、地域において切れ目のない医療の提供 この基本方針は、 我が国の医療提供体制に 医療

都道府県における医療提供体制の確保を図る かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該 ための計画(以下 めるものとする。 都道府県においては、この方針に即して、 「医療計画」という。)を定

する施策の基本となるべき事項 医療提供体制の確保のため講じようと 医療提供体制の確保のため講じようと

第

健康を確保するための重要な基盤となっ な資産であり、医療提供体制は、 医療は、我が国社会の重要かつ不可欠 国民の

健康を確保するための重要な基盤となっ な資産であり、医療提供体制は、国民の

利用者として、 療の実現に向けて、患者や国民が、その 要である。 患者本位の医療を実現していくことが重 る医療サービスを提供していく、という 医療を受ける主体である患者本人が求め 理解し同意すること)の理念に基づき、 するに当たり適切な説明を行い、患者が セント(医師・歯科医師等が医療を提供 選択に必要な情報が提供されるととも る。患者や国民に対して医療サービスの 信頼関係を基本として成り立つものであ また、医療は、患者と医療提供者との 診療の際には、インフォームドコン 安全で質が高く、効率的な医 また、費用負担者として、

的な事項を示すものである。

あり、傷病の治療だけではなく、健康づ ら始まり、人生の最終段階における医療 患者の視点に立った医療提供施設 揮しながら協力してチーム医療を推進し 他の医療従事者がそれぞれの専門性を発 念を踏まえつつ、医師・歯科医師とその 分野の専門職種、ボランティア、家族そ 医療の提供に際しては、 等様々な領域と関わるものである。また、 ちながらの継続した介護サービスの利用 まで、人生の全ての過程に関わるもので 療(小児救急医療を含む。以下同じ。)か という。)の構築にも積極的に協力してい するための体制(以下「医療連携体制」 互間の機能の分担及び業務の連携を確保 する医療提供施設をいう。以下同じ。)相 法(昭和二十二年法律第二百五号。 ていくことはもとより、地域において、 医療提供者は、患者本位の医療という理 の他様々な人が関わってくることから、 くり等を通じた予防や、慢性の症状を持 くことが求められる 「法」という。)第一条の二第二項に規定 医療分野や福祉 (医療 以下

供するため、情報通信技術の活用や、医 ら、安全で質が高く、効率的な医療を提 進歩、国民の意識の変化等も踏まえなが 基づき、少子高齢化の進展や医療技術の 積極的に取り組むことが重要である。 療分野のデジタル化の推進を含む施策に 国及び都道府県は、このような理念に

医療提供体制の現状は、都道府県により あるいは各都道府県内においても都市部 医療に対する患者や住民の意識、また、

> 療(小児救急医療を含む。以下同じ。)か 的に医療に参加していくことが望まし 法(昭和二十三年法律第二百五号。 患者の視点に立った医療提供施設(医療 他の医療従事者がそれぞれの専門性を発 の他様々な人が関わってくることから、 分野の専門職種、ボランティア、家族を 医療の提供に際しては、医療分野や福祉 等様々な領域と関わるものである。また、 ちながらの継続した介護サービスの利用 あり、傷病の治療だけではなく、健康づ まで、人生の全ての過程に関わるもので く、そうした仕組みづぐりが求められる。 せるのではなく、自らも積極的かつ主体 という。)の構築にも積極的に協力してい するための体制(以下「医療連携体制」 互間の機能の分担及び業務の連携を確保 する医療提供施設をいう。以下同じ。)相 ていくことはもとより、地域において、 揮しながら協力してチーム医療を推進し 念を踏まえつつ、医師・歯科医師とその 医療提供者は、患者本位の医療という理 くり等を通じた予防や、慢性の症状を持 ら始まり、人生の最終段階における医療 これに関心を持ち、医療提供者のみに任 さらに、医療は、周産期医療、 一という。)第一条の二第二項に規定

積極的に取り組むことが重要である。 療分野のデジタル化の推進を含む施策に 供するため、情報通信技術の活用や、医 進歩、国民の意識の変化等も踏まえなが 基づき、少子高齢化の進展や医療技術の 国及び都道府県は、このような理念に 安全で質が高く、効率的な医療を提

くことが求められる

医療提供体制の現状は、都道府県により、 あるいは各都道府県内においても都市部 医療に対する患者や住民の意識、また

当たっては、それぞれの地域の状況や ニーズに十分配慮していかなければなら あることから、具体的な施策を講ずるに とそれ以外の地域とでは、大きな違いが また、人口の急速な高齢化や社会構造

制の早急な構築を図ることが必要であ の医療需要に対応した適切な医療提供体 築を図ること、さらには人口の減少及び 及び連携並びに在宅医療を推進し、 れる中、地域における病床の機能の分化 高齢化に伴って医療需要の変化が見込ま う。)に対応した医療連携体制の早急な構 等における医療(以下「在宅医療」とい 時における医療」という。)、 る医療(以下「新興感染症発生・まん延 まん延により国民の生命及び健康に重人 急な構築を図ること、地域における医療 向上を実現するため、特に、がん、脳卒 の多様化・複雑化が進む中で、疾病の構 及び同条第九項に規定する新感染症をい 染症の予防及び感染症の患者に対する医 提供体制の確保において重要な課題とな ひ精神疾患に対応した医療連携体制の早 精神疾患が増加している中、生活の質の 七項に規定する新型インフルエンザ等感 僚に関する法律(平成十年法律第百十四 な影響を与えるおそれがある感染症(感 の心血管疾患、糖尿病等の生活習慣病や 這が変化し、がん、 脳卒中、 心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及 周産期医療及び小児医療並びに居宅 又はそのおそれがあるときにおけ 同条第八項に規定する指定感染症 |新興感染症| という。)がまん 「感染症法」という。) 第六条第 災害時における医療、その 心筋梗塞等 へき地の医 将来

> 当たっては、それぞれの地域の状況や とそれ以外の地域とでは、大きな違いが あることから、具体的な施策を講ずるに ニーズに十分配慮していかなければなら

供体制の早急な構築を図ることが必要で 込まれる中、地域における病床の機能の 及び高齢化に伴って医療需要の変化が見 地の医療、周産期医療及び小児医療並び 中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及 将来の医療需要に対応した適切な医療提 という。)に対応した医療連携体制の早急 急な構築を図ること、地域における医療 向上を実現するため、特に、がん、脳卒 精神疾患が増加している中、生活の質の な構築を図ること、さらには人口の減少 に居宅等における医療(以下「在宅医療 提供体制の確保において重要な課題とな び精神疾患に対応した医療連携体制の早 の心血管疾患、糖尿病等の生活習慣病や 造が変化し、がん、脳卒中、 の多様化・複雑化が進む中で、疾病の構 る救急医療、災害時における医療、へき また、人口の急速な高齢化や社会構造 心筋梗塞等

境を整備することは、

となったことを踏まえ、地域における入 での必要な医療提供の重要性にも留意が 全体を視野に入れた適切な役割分担の下 化・強化、連携等の重要性や、地域医療 院・外来・在宅にわたる医療機能の分 はじめ地域医療の様々な課題が浮き彫り 供体制に多大な影響が生じ、救急医療を 染症の感染拡大により、我が国の医療提 必要である。 さらに、今般の新型コロナウイルス感

(略)

第二 医療提供体制の確保に関する調査及び 研究に関する基本的な事項

二 調査及び研究に関する国と都道府県の

国と都道府県とがそれぞれ次のとおり 行うこととする。 具体的な調査及び研究については

の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患 の五疾病並びに救急医療、災害時に 国は、がん、 脳卒中、 心筋梗塞等

療提供体制の改革や、各職種の専門性を 制の維持の観点から重要であり、地域医 環境の変化にも留意することが必要であ 伴う対応など、医療提供体制を取り巻く 医療従事者の確保や医師の働き方改革に せて取り組む必要がある 活かして患者により質の高い医療を提供 び安全の確保や、持続可能な医療提供体 り、患者や国民にとっても、医療の質及 医師が健康に働き続けることのできる環 る。特に、医師の働き方改革については、 するタスク・シフト/シェアの推進と併 また、生産年齢人口の減少に対応する 医師個人はもとよ 活かして患者により質の高い医療を提供 制の維持の観点から重要であり、 び安全の確保や、持続可能な医療提供体 り、患者や国民にとっても、医療の質及 境を整備することは、医師個人はもとよ る。特に、医師の働き方改革については、 伴う対応など、医療提供体制を取り巻く 医療従事者の確保や医師の働き方改革に せて取り組む必要がある。 するタスク・シフト/シェアの推進と併 療提供体制の改革や、各職種の専門性を 医師が健康に働き続けることのできる環 環境の変化にも留意することが必要であ また、生産年齢人口の減少に対応する

地域医

化・強化、 院・外来・任宅にわたる医療機能の分 での必要な医療提供の重要性にも留意が 全体を視野に入れた適切な役割分担の下 となったことを踏まえ、地域における入 はじめ地域医療の様々な課題が浮き彫り 必要である 供体制に多大な影響が生じ、救急医療を 染症の感染拡大により、 さらに、今般の新型コロナウイルス感 連携等の重要性や、 我が国の医療提 地域医療

第二 医療提供体制の確保に関する調査及び 研究に関する基本的な事項

一 調査及び研究に関する国と都道府県の 国と都道府県とがそれぞれ次のとおり 行うこととする。 具体的な調査及び研究については

の五疾病並びに救急医療、災害時に の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患 国は、がん、 脳卒中、 心筋梗塞等

その際には、「第十一 その他医療提

能を明らかにする。 医療のそれぞれに求められる医療機 究を行い、五疾病・六事業及び在宅 並びに在宅医療について調査及び研 周産期医療及び小児医療の六事業 延時における医療、へき地の医療、 (以下「五疾病・六事業」という。)

(略)

第三 医療提供体制の確保に係る目標に関す る事項

情に応じた数値目標を定める。 療計画の見直し後六年間を目途に、五 疾病・六事業及び当該都道府県におけ 必要と認める医療について、地域の実 る疾病の発生の状況等に照らして特に 都道府県は、本基本方針に基づく医 五疾病・六事業に係る日標設定

のツールの活用も検討するものとす 勘案するものとし、ロジックモデル等 供体制の確保に関する重要事項」に掲 げる方針等に定められる目標等を十分

図られるよう支援するものとする。 体制の確保に向けた実効性ある施策が 療計画を変更するものとする。 価を行い、必要があるときは、その医 ついて、六年ごとに調査、分析及び評 国は、都道府県に対して、医療提供 都道府県は、数値目標の達成状況に

画の見直し後六年間を目途に、 ついては、本基本方針に基づく医療計 在宅医療に係る目標設定 都道府県は、在宅医療に係る目標に

おける医療、新興感染症発生・まん

医療について調査及び研究を行い、 疾病・五事業」という。)並びに在宅 医療及び小児医療の五事業(以下「五 おける医療、へき地の医療、周産期

(略)

にする。

ぞれに求められる医療機能を明らか 五疾病・五事業及び任宅医療のそれ

第三 医療提供体制の確保に係る目標に関す る事項

目標設定に関する国と都道府県の役割

目標設定に関する国と都道府県の役割 疾病・五事業及び当該都道府県におけ 必要と認める医療について、地域の実 る疾病の発生の状況等に照らして特に 療計画の見直し後六年間を目途に、五 五疾病・五事業に係る目標設定 都道府県は、本基本方針に基づく医

勘案するものとし、ロジックモデル等 のツールの活用も検討するものとす げる方針等に定められる目標等を十分 供体制の確保に関する重要事項」に掲 その際には、「第十一 その他医療提 都道府県は、数値目標の達成状況に

価を行い、必要があるときは、 図られるよう支援するものとする。 体制の確保に向けた実効性ある施策が 療計画を変更するものとする。 ついて、六年ごとに調査、分析及び評 国は、都道府県に対して、医療提供 その医

画の見直し後六年間を目途に、五疾 ついては、本基本方針に基づく医療計 在宅医療に係る目標設定 都道府県は、在宅医療に係る目標に

(略)

情に応じた数値目標を定める。

第四 医療機能に関する情報の提供の推進に関す 業務の連携並びに医療を受ける者に対する る基本的な事項 医療提供施設相互間の機能の分担及び

二 五疾病・八事業の医療連携体制の在り

住民に対し、分かりやすい情報提供の推 ついては、それぞれ次に掲げる機能に即 医療計画に明示することにより、患者や して、地域の医療提供施設の医療機能を 五疾病・六事業に係る医療連携体制に

五疾病・六事業に明示する機能

進を図る必要がある。

新興感染症発生・まん延時におけ (略)

考え方に基づき、数値目標の設定並び び評価等を行うものとする。 病・六事業に係る目標の設定と同様の に数値目標の達成状況の調査、

> 考え方に基づき、数値目標の設定並び 病・五事業に係る目標の設定と同様の

び評価等を行うものとする。

また、在宅医療及び介護の連携の観

に数値目標の達成状況の調査、

分析及

九年法律第百二十三号)第百十八条第 点から、医療計画と介護保険法(平成

項に規定する都道府県介護保険事業

査、分析及び評価等を行うものとする。 の設定並びに数値目標の達成状況の調 年となる三年目においても、数値目標 図るため、医療計画の計画期間の中間 保険事業計画」という。)との整合性を 保険事業計画(以下単に「市町村介護 険事業支援計画」という。)及び同法第 点から、医療計画と介護保険法(平成 百十七条第一項に規定する市町村介護 支援計画(以下単に「都道府県介護保 九年法律第百二十三号)第百十八条第 項に規定する都道府県介護保険事業 また、在宅医療及び介護の連携の観

医療機能に関する情報の提供の推進に関す 業務の連携並びに医療を受ける者に対する る基本的な事項 医療提供施設相互間の機能の分担及び

査、分析及び評価等を行うものとする。 の設定並びに数値目標の達成状況の調 年となる三年目においても、

数値目標

図るため、医療計画の計画期間の中間 保険事業計画」という。)との整合性を 保険事業計画

(以下単に「市町村介護

百十七条第一項に規定する市町村介護 険事業支援計画」という。) 及び同法第 支援計画(以下単に「都道府県介護保

住民に対し、分かりやすい情報提供の推 医療計画に明示することにより、患者や ついては、それぞれ次に掲げる機能に即 進を図る必要がある。 して、地域の医療提供施設の医療機能を 五疾病・五事業に係る医療連携体制に

(E) (略)

五疾病・五事業に明示する機能

(新設)

新興感染症がまん延し、又はその

県及び医療機関は地域における役割

を締結すること等を通じて、都道府

県と医療機関(この四において病院 が確保できるよう、平時から都道府 宅療養者等への医療の提供等の体制 生・まん延時に、速やかに、感染症 三第一項に規定する医療措置協定 応じた内容の感染症法第三十六条の な医療機関の機能及び役割を広く確 診療所、薬局及び訪問看護事業者を 医療以外の通常医療との両立を図り る医療については、当該感染症の発 新興感染症発生・まん延時におけ (以下単に「医療措置協定」という。) つ、機動的に入院、 う。)との間で、地域において必要 各医療機関の機能及び役割に 外来診療、

(九) 〈 (土) の他の機関に派遣する機能(医療人 配慮を要する患者を含む。)を入院さ る医療従事者を確保し、医療機関そ 材派遣機能) 方支援機能)、新興感染症に対応す 養者等」という。)に対し医療を提供 院機能)、新興感染症の疑似症患者 症発生・まん延時」という。) に新興 おそれがあるとき する新興感染症患者(以下「自宅療 9る機能(自宅療養者等への医療の の診療を行う機能(外来診療機 染症患者(重症患者、疑似症患者 及び精神疾患を有する患者、障害 者に対し医療を提供する機能(後 供機能)、新興感染症患者以外の 、必要な医療を提供する機能(入 小児、妊婦、透析患者等の特に 居宅又は高齢者施設等で療養 略) (以 下 新興感染

(新設) (新設) (新設)

2 事業ごとに配慮すべき事項

(一) (三)

関及び第二種感染症指定医療機関 五項に規定する第二種感染症指定医 種感染症指定医療機関及び同条第 機関、同条第十四項に規定する第 症法第三十六条の九第一項に規定す 染症への対応から得た教訓を踏 ととするが、新型コロナウイルス感 分担及び医療提供体制の確保を図る 三項に規定する特定感染症指定医療 会等への意見聴取等により、平時か 締結の協議に係る都道府県医療審議 の義務に係る通知、医療措置協定の る流行初期医療確保措置(以下単に 対応での最大規模の体制を目指すこ 療の提供を行うことが重要である の提供等を行う場合は、 という。)の感染症病床を中心に対応 医療機関、 を確保していくことが重要である ら対応の準備を進めることで実効性 を踏まえつつ、 感染症に関する国内外の最新の知見 こする感染症は新興感染症を基本と 該医療機関が自宅療養者等への医療 ことが適当である。また、特に、 三該医療機関の間で連携し、当該医 公的医療機関等に対する医療提供 その際、体制の確保に当たり対象 て、まずは、感染症法第六条第十 新興感染症の発生時からの対応と 流行初期医療確保措置」という 、医療計画等の策定に当たっては、 当該対応を念頭に、まずは当該 (以下単に「特定感染症指定 医療措置協定のほか、 第一種感染症指定医療機 一定の想定を置くこ 必要に応じ 感染

期医療確保措置の対象となる医療措 努めることが重要である。 る感染症対策物資等(以下単に「感 更新及び周知するとともに、 関及び第二種感染症指定医療機関の 関も中心に対応していく体制を構築 の対象となる医療措置協定に基づく 症の発生等の公表」という。)が行わ る新型インフルエンザ等感染症等に 及び医療機関等への周知を行いなが 最新の知見等について、随時、 により得られた知見を含む国内外の 染症対策物資等」という。)の確保に 内外の最新の知見等を、随時、収集 する。その際、 定感染症指定医療機関、第一種感染 政令で定める期間をいう。)には、特 が行われた日の属する月から感染症 月を基本とした必要最小限の期間で 係る発生等の公表(以下「新興感染 する体制を構築し、国は、その対応 置脇定を締結した医療機関等の新皿 法第五十三条の十六第一項に規定す 対応に基づく対応の方法も含めた国 医療機関、第一種感染症指定医療機 なる医療措置協定を締結した医療機 ともに、各都道府県知事による判断 対応も含め、引き続き対応を行うと 定医療機関が流行初期医療確保措置 法第三十六条の儿第一項に規定する の流行初期医療確保措置の対象と に基づき当該感染症指定医療機関以 指定医療機関及び第二種感染症指 感染症法第十六条第二項に規定す た後の流行初期の一定期間(三箇 対応を行うことが重要である。 新興感染症の発生等の公表 定期間の経過後は、流行初 国は特定感染症指定 感染症 収集

> 知を行うことが重要である。 知を行うことが重要である。

染症への対応を行うことが重要であ

染症に関係する状況の判断を行い、当する旨及びその程度その他当該感

の判断を踏まえ、機動的に当該感

状況等が事前の想定とは大きく異な集状況、感染症対策物資等の確保の

る場合は、国において当該場合に該

新型コロナウイルス感染症対応では、国から各都道府県に対し、感染状況に応じ段階的に対応する考え方を示したうえで、各都道府県それぞれで、感染状況に応じた対応の段階を設定し、当該段階ごどに必要な病を設定し、当該段階ごどに必要な病を設定し、当該段階ごどに必要な病においても、基本的に、新興感染症対応ではいても、基本的に、新興感染症が発生等の公表後の流行初期の一定

以外の医療措置協定を締結した医療 とし、その後三箇月程度を目途に、 医療機関を含む。も中心となった対応 医療機関を含む。も中心となった対応 とし、その後三箇月程度を目途に、 した全ての医療機関で対応していく した全ての医療機関で対応していく

感染症の発生等の公表以降対応して

いる医療機関に加え、当該医療機関

の対応方法を含めた最新の知見の収新興感染症の特性や当該感染症へ体制を構築する。

務を担う社会医療法人の積極的活用を図 とともに、救急医療等確保事業に係る業 務の実施状況を病院ごとに明らかにする らして特に必要と認める医療)に係る業 道府県における疾病の発生の状況等に照

その活用状況も併せて明らかにする

期問経過後から、新型コロナウイル

実施する等の取組を通じて、 ス感染症対応と同様の考え方に沿っ 適当である。 対応に係る能力の強化を図ることが を医療従事者が取得することができ の科学的知見に基づ 成を進めることも重要であり、 て対応していくことが想定される。 医療機関向けの講習会等を 感染症対応を行う人材の育 いた適切な知識 感染症 最新

(五) (七)

略

(略)

における医療、 保事業(法第三十条の四第二項第五号イ おける医療、新興感染症発生・まん延時 からトまでに掲げる救急医療、災害時に その役割として求められる救急医療等確 機関及び社会医療法人の役割 公立病院等公的医療機関については 救急医療等確保事業に関する公的医療 へき地の医療、 周産期医

(四) (大)

県における疾病の発生の状況等に照らし 保事業(法第三十条の四第二項第五号イ その役割として求められる救急医療等確 担う社会医療法人の積極的活用を図り、 実施状況を病院ごとに明らかにするとと からへまでに掲げる救急医療、災害時に 機関及び社会医療法人の役割 その活用状況も併せて明らかにすること もに、救急医療等確保事業に係る業務を 小児医療及び都道府県知事が当該都道府 おける医療、 て特に必要と認める医療)に係る業務の 公立病院等公的医療機関については へき地の医療、周産期医療

小児医療及び都道府県知事が当該都

救急医療等確保事業に関する公的医療 (略)

四

第五 地域医療構想に関する基本的な事項 ける病床数の必要量を含む医療提供体制 地域医療構想は、地域における病床の機 ることが必要である。こうした観点から、 る在宅医療及び介護サービスの充実を図 能の区分に応じて必要な医療資源を適切 能の分化及び連携を推進し、各病床の機 を確保するため、地域における病床の機 た質の高い医療を効率的に提供する体制 する事項として医療計画に定めるもので た病床の機能の分化及び連携の推進に関 に関する構想及び当該構想の達成に向け するため、構想区域ごとの令和七年にお 能の分化及び連携並びに在宅医療を推進 を進めるとともに、退院後の生活を支え に投入し、忠者の早期の居宅等への復帰 え、医療需要が増加する中、患者に応じ 全て七十五歳以上となる超高齢社会を迎 地域医療構想に関する基本的考え方 令和七年にいわゆる「団塊の世代」が

薬局の役割

局の医療機能を医療計画に明示すること 点としての役割に加え、医療機関等と連 により、患者や住民に対し、 められる。また、都道府県において、薬 相談への対応等の役割を果たすことが求 等との連携、夜間・休日等の調剤や電話 を行うこと、入退院時における医療機関 な把握とそれに基づく薬学的管理・指導 携して患者の服薬情報の一元的・継続的 た医薬品、医療・衛生材料等の提供の拠 の医療連携体制の中で、調剤を中心とし 五疾病・六事業及び在宅医療のそれぞれ い情報提供の推進を図ることが重要であ 薬局については、医療提供施設として、 分かりやす

を行うこと、

入退院時における医療機関

携して患者の服薬情報の一元的・継続的 点としての役割に加え、医療機関等と連

な把握とそれに基づく薬学的管理・指導

六・七 地域医療構想に関する基本的な事項 地域医療構想に関する基本的考え方 令和七年にいわゆる「団塊の世代」が (略)

により、患者や住民に対し、分かりやす 局の医療機能を医療計画に明示すること められる。また、都道府県において、薬 相談への対応等の役割を果たすことが求 等との連携、夜間・休日等の調剤や電話

い情報提供の推進を図ることが重要であ

ける病床数の必要量を含む医療提供体制 するため、構想区域ごとの令和七年にお 地域医療構想は、地域における病床の機 ることが必要である。こうした観点から、 る在宅医療及び介護サービスの充実を図 を進めるとともに、退院後の生活を支え に投入し、患者の早期の居宅等への復帰 能の区分に応じて必要な医療資源を適切 能の分化及び連携を推進し、各病床の機 を確保するため、地域における病床の機 た質の高い医療を効率的に提供する体制 能の分化及び連携並びに在宅医療を推進 え、医療需要が増加する中、患者に応じ に関する構想及び当該構想の達成に向け 全て七十五歳以上となる超高齢社会を迎 た病床の機能の分化及び連携の推進に関

薬局の役割

五疾病・五事業及び在宅医療のそれぞれ 薬局については、医療提供施設として

の医療連携体制の中で、

調剤を中心とし

た医薬品、医療・衛生材料等の提供の拠

する事項として医療計画に定めるもので

医療の提供の義務に係る通知も踏まえる

感染症法に基づく、

都道府県知事からの

ことが重要である。また、

新興感染症発

・まん延時における医療においては

第十 医療計画の作成並びに医療計画におけ

る目標及び施策の達成状況の評価等に関す

る基本的な事項

第六~第九

観点を踏まえた医療機能調査を通じて把

調査及び研究に関する基本的な事項」の

第二

医療提供体制の確保に関する

都道府県の医療計画の作成に当たって 医療計画の作成に関する基本的な事項

握される情報を基礎として行う必要があ

の促進に関する法律(平成元年法律第六 の確保であり、地域医療全体を見据えた 計画及び市町村介護保険事業計画との整 府県計画(以下単に「都道府県計画」と 総合確保法第四条第一項に規定する都道 確保方針 という。)を踏まえ、医療介護 規定する総合確保方針(以下単に「総合 う、医療介護総合確保法第三条第一項に ケアシステムをいう。)の構築に資するよ いう。) 第二条第一項に規定する地域包括 十四号。以下「医療介護総合確保法」と 域における医療及び介護の総合的な確保 なって進める地域包括ケアシステム(地 すべき姿については、市町村が中心と 想の中で示す医療提供体制の課題や目指 及び在宅医療に係る目標及び医療連携体 上で、医療計画に定める五疾病・六事業 目なく、また過不足なく提供される体制 る医療提供体制は、 いう。)並びに都道府県介護保険事業支援 台性にも留意しつつ、定める必要がある て定める必要がある。また、地域医療構 地域医療構想に定める令和七年におけ 医療従事者の確保等の事項も踏まえ 在宅医療・介護に至るまで切れ 急性期から、回復期

(号外第 1 1 1 号)

規定する総合確保方針(以下単に「総合 府県計画(以下単に「都道府県計画 総合確保法第四条第 確保方針一という。)を踏まえ、医療介護 ケアシステムをいう。)の構築に資するよ いう。)第二条第一項に規定する地域包括 すべき姿については、市町村が中心と 想の中で示す医療提供体制の課題や目指 及び在宅医療に係る目標及び医療連携体 目なく、また過不足なく提供される体制 十四号。以下「医療介護総合確保法」 の促進に関する法律(平成元年法律第六 域における医療及び介護の総合的な確保 なって進める地域包括ケアシステム(地 上で、医療計画に定める五疾病・五事業 の確保であり、地域医療全体を見据えた 合性にも留意しつつ、定める必要がある。 計画及び市町村介護保険事業計画との整 いう。) 並びに都道府県介護保険事業支援 て定める必要がある。また、地域医療構 る医療提供体制は、急性期から、回復期 地域医療構想に定める令和七年におけ 医療介護総合確保法第三条第 医療従事者の確保等の事項も踏まえ 在宅医療・介護に至るまで切れ 一項に規定する都道 一項に

第六~第九

第十 る目標及び施策の達成状況の評価等に関す る基本的な事項 医療計画の作成並びに医療計画におけ

握される情報を基礎として行う必要があ 観点を踏まえた医療機能調査を通じて把 調査及び研究に関する基本的な事項 医療計画の作成に関する基本的な事項 都道府県の医療計画の作成に当たって 「第二 医療提供体制の確保に関する 0

> るような体制整備を図っていくことが重 の場を設置し、より緊密な連携が図られ 針(平成二十六年厚生労働省告示第三百 護を総合的に確保するための基本的な方 県介護保険事業支援計画及び市町村介護 要である。 五十四号)第2の二の1に規定する協議 ができるよう、地域における医療及び介 保険事業計画との整合性を確保すること また、この際には、医療計画と都道府

連携協議会を活用することも重要であ 時における医療については、 応を行うことができるよう、 府県行動計画」という。)との整合性を確 ルエンザ等対策特別措置法 十条第一項に規定する予防計画(以下単 て感染症法第十条の二第一項に規定する 域の関係機関と連携して感染症への対 る都道府県行動計画(以下単に 加えて、特に新興感染症発生・まん延 法律第三十一号)第七条第一項に規定 「予防計画」という。)及び新型インフ 地域の実情に応じて、 (平成) 医療機関が 感染症法第 必要に応じ 十四四 都道

な具体的なものとすることが必要であ で示した方針に即して、かつ、評価可能 供体制の確保に係る目標に関する事項 ては、都道府県において、「第三 医療提 五疾病・八事業に係る数値目標につい

ることが必要である。 六事業と同様の考え方に基づくものとす な整備という視点に立ちつつ、五疾病・ ては、慢性期機能を担う病床との一体的 その際には、医療機能調査を通じて把 また、在宅医療に係る数値目標につい

併せて盛り込むことが必要である。 数値目標を達成するために必要な施策も 制の課題を踏まえた数値目標とし、 握された情報に基づく地域の医療提供体

るような体制整備を図っていくことが重 の場を設置し、より緊密な連携が図られ 五十四号)第2の二の1に規定する協議 護を総合的に確保するための基本的な方 ができるよう、地域における医療及び介 保険事業計画との整合性を確保すること 県介護保険事業支援計画及び市町村介護 (平成二十六年厚生労働省告示第三百 また、この際には、医療計画と都道府

供体制の確保に係る目標に関する事項 な具体的なものとすることが必要であ で示した方針に即して、かつ、評価可能 ては、都道府県において、「第三 医療提 五疾病・五事業に係る数値目標につい

ることが必要である。 な整備という視点に立ちつつ、五疾病・ 五事業と同様の考え方に基づくものとす ては、慢性期機能を担う病床との一体的 また、在宅医療に係る数値目標につい

制の課題を踏まえた数値目標とし、その 併せて盛り込むことが必要である。 数値目標を達成するために必要な施策も 握された情報に基づく地域の医療提供体 その際には、医療機能調査を通じて把

方に基づくものとすることが必要であ おり、かつ、患者や住民に分かりやすい る基本的な事項」で示した方針に即して 療機能に関する情報の提供の推進に関す の連携並びに医療を受ける者に対する医 療提供施設相互間の機能の分担及び業務 ついては、五疾病・六事業と同様の考え 具体的なものとすることが必要である。 ついては、都道府県において、「第四 五疾病・六事業に係る医療連携体制に また、在宅医療に係る医療連携体制に

体的なものとすることが必要である。 本的な事項」で示した考え方に即してお おいて、「第五 地域医療構想に関する基 地域医療構想については、都道府県に かつ、患者や住民に分かりやすい具

項一に即しており、具体的な施策を明示 情報の提供の推進に関する基本的な事 を受ける者に対する病床の機能に関する 携の推進については、「第六 地域におけ る病床の機能の分化及び連携並びに医療 することが重要である。 地域における病床の機能の分化及び連

即しており、具体的な施策を明示するこ 供体制の確保に関する基本的な事項」に ついては、「第七 外来医療に係る医療提 こが重要である。 医師の確保については、「第八 外来医療に係る医療提供体制の確保に 医師の

歯科医師、薬剤師、 従事者 (医師を除く。以下同じ。)の確保 確保に関する基本的な事項| に即してお 医療従事者の確保については、「第九 具体的な施策を明示することが重要 看護師その他の医療

> 方に基づくものとすることが必要であ 具体的なものとすることが必要である。 療機能に関する情報の提供の推進に関す の連携並びに医療を受ける者に対する医 ついては、 ついては、五疾病・五事業と同様の考え おり、かつ、患者や住民に分かりやすい る基本的な事項」で示した方針に即して 療提供施設相互間の機能の分担及び業務 また、在宅医療に係る医療連携体制に 五疾病・五事業に係る医療連携体制に 都道府県において、「第四

体的なものとすることが必要である。 本的な事項」で示した考え方に即してお おいて、「第五 地域における病床の機能の分化及び連 地域医療構想については、都道府県に かつ、患者や住民に分かりやすい具 地域医療構想に関する基

る病床の機能の分化及び連携並びに医療 することが重要である 情報の提供の推進に関する基本的な事 を受ける者に対する病床の機能に関する 携の推進については、「第六 に即しており、具体的な施策を明示 地域におけ

即しており、具体的な施策を明示するこ とが重要である 供体制の確保に関する基本的な事項 ついては、「第七 外来医療に係る医療提 外来医療に係る医療提供体制の確保に 10

り、具体的な施策を明示することが重要 確保に関する基本的な事項| に即してお 医師の確保については、「第八 医師の

従事者 歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療 医療従事者の確保については、「第九 (医師を除く、 以下同じ。)の確保

第十一 その他医療提供体制の確保に関する

防計画及び都道府県行動計画との整合性 保険法第百十六条第一項に規定する基本 合確保方針及び都道府県計画並びに介護 るよう努めなければならない、また、総 成十四年法律第百三号) 等医療関係各法 法第九条第一項に規定する基本指針、 び市町村介護保険事業計画並びに感染症 指針、都道府県介護保険事業支援計画及 等の規定及び次の方針等に配慮して定め 策を定めるに当たっては、健康増進法(平 の確保を図らなければならない 医療計画及びこれに基づく具体的な施 予

具体的な施策を明示することが重要であ に関する基本的な事項」に即しており、

具体的な施策を明示することが重要であ

に関する基本的な事項」に即しており、

数の算定については、二次医療圏ごとに

一般病床及び療養病床に係る基準病床

施設の医療機能を明確に患者や住民に示 る必要がある。その際、既存の医療提供 情に応じた計画を作成することに留意す に応じて、患者の受療動向等の地域の実 ごとの計画を作成するのではなく、必要 については、必ずしも一律に二次医療圏 在宅医療それぞれの医療提供体制の確保 行うものであるが、五疾病・六事業及び 数の算定については、二次医療圏ごとに すことに重点を置くことが重要である。 般病床及び療養病床に係る基準病床

施設の医療機能を明確に患者や住民に示 情に応じた計画を作成することに留意す ごとの計画を作成するのではなく、必要 すことに重点を置くことが重要である。 る必要がある。その際、既存の医療提供 に応じて、患者の受療動向等の地域の実 については、必ずしも一律に二次医療圏 在宅医療それぞれの医療提供体制の確保 行うものであるが、五疾病・五事業及び

第十一 その他医療提供体制の確保に関する 重要事項

保険法第百十六条第一項に規定する基本 等の規定及び次の方針等に配慮して定め 策を定めるに当たっては、健康増進法(平 び市町村介護保険事業計画との整合性の 台確保方針及び都道府県計画並びに介護 るよう努めなければならない。また、総 成十四年法律第百三号)等医療関係各法 確保を図らなければならない。 医療計画及びこれに基づく具体的な施 都道府県介護保険事業支援計画及

15 略

15

略